

改正

平成19年12月21日告示第204号

平成20年9月1日告示第124号

平成22年4月30日告示第59号

平成23年3月29日告示第40号

平成23年3月29日告示第43号

平成24年3月30日告示第45号

平成25年3月29日告示第33号

平成27年11月19日告示第131号

平成28年3月31日告示第28号

五島市日常生活用具給付事業実施要綱

五島市重度身体障害者に対する日常生活用具給付等事業実施要綱（平成16年五島市告示第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、五島市地域生活支援事業実施規則（平成18年五島市規則第45号。以下「規則」という。）第2条第1項第7号に規定する日常生活用具給付事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 この事業は、**重度の障害を有する障害者等**（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）が日常生活上の便宜を図るための用具（以下「日常生活用具」という。）を購入した場合に、当該**日常生活用具の購入に要した費用の一部を助成**することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

（日常生活用具の種目、対象者等）

第3条 この事業の対象となる日常生活用具は、別表の品目の欄に規定するものとする。

2 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する在宅の重度の障害を有する障害者等（別表に規定する排泄管理支援用具のうちストーマ装具に係る給付にあつては、入院し、又は入所している重度の障害を有する障害者等を含む。）であつて、同表の対象者の欄に規定するものとする。

る。

(1) 五島市に住所を有する障害者等（別表に規定する排泄管理支援用具のうちストーマ装具に係る給付にあっては、入院し、又は入所している重度の障害を有する障害者等を含む。）（五島市以外の市町村から法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けている者を除く。）

(2) 五島市に住所を有しない者であって、五島市から受給者証の交付を受けている障害者等（別表に規定する排泄管理支援用具のうちストーマ装具に係る給付にあっては、入院し、又は入所している重度の障害を有する障害者等を含む。）

3 助成を受けて購入した日常生活用具と同一の日常生活用具の再度の購入については、前回の購入の日から別表の耐用年数の欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として助成の対象外とする。

4 日常生活用具のうち点字図書の購入の助成については、対象者1人につき、6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書など一括して購入しなければならないものを除く。

（利用の申請）

第4条 規則第3条の規定による申請は、日常生活用具給付事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 世帯全員の住民票の写し

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）、療育手帳交付要綱（昭和52年長崎県告示第682号）第4条に規定する療育手帳（以下「療育手帳」という。）若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の写し又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条で定める疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者であって18歳以上であるもの（以下「難病患者等」という。）であることを証する診断書等

(3) この事業を利用しようとする日の属する年度（4月1日から6月30日までの間に申請書を提出する場合にあっては、前年度。以下次号において同じ。）の世帯全員の市町村民税の課税状況を証する書類

(4) この事業を利用しようとする日の属する年度の世帯全員の市町村民税が非課税の場合にあっては、対象者（障害児にあっては、その保護者）の前年中の収入の額を証する書類

(5) 点字図書出版施設が発行する点字図書発行証明書(様式第2号。以下「証明書」という。)
(点字図書の購入に係る申請に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の申請書に添付しなければならない書類(同項第1号から第4号までに掲げる書類に限る。)により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるとき、又は当該書類が同一年度内において既に提出されており、かつ、その内容に変更がないことを確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(利用の決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、実態を調査して速やかに日常生活用具給付事業調査書(様式第3号)を作成し、この事業の利用の要否を決定するものとする。

2 規則第4条の規定によるこの事業の利用の決定の通知は、日常生活用具給付事業利用決定通知書(様式第4号)に日常生活用具給付券(様式第5号。以下「給付券」という。)を添付して行うものとする。

3 規則第4条の規定によるこの事業の利用の却下の通知は、日常生活用具給付事業利用却下通知書(様式第6号)により行うものとする。

4 市長は、第1項の規定により点字図書の購入に係るこの事業の利用の決定をしたときは、点字図書給付台帳(様式第7号)に所定の事項を記載し、証明書に証明印を押印して申請者に交付するものとする。

(給付券の交付の特例)

第6条 市長は、障害者等の申請の利便を考慮し、別表に規定する排泄管理支援用具のうちストーマ装具及び紙おむつ(以下「ストーマ装具等」という。)については、申請1回につき6月分まで一括して交付することができる。

(点字図書の購入の方法)

第7条 第5条第4項の規定により証明書の交付を受けた障害者等は、証明書を添えて点字図書出版施設に点字図書の購入を申し込むものとする。

(助成金の額)

第8条 助成金の額(点字図書の購入に係る助成金を除く。)は、対象者が同一の月に購入した日常生活用具について別表に規定する基準額(その額が現に日常生活用具の購入に要した費用(以下「購入費」という。))を超えるときは、当該購入費の額。以下同じ。)の合計額(以下「助成基準額」という。)に100分の90を乗じて得た額(その乗じて得た額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

2 助成基準額から前項の規定により算定した助成金の額を控除して得た額（以下「利用者負担月額」という。）が、次の各号に掲げる利用者（第5条第1項の規定により利用の決定を受けた障害者等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額（以下「利用者負担上限月額」という。）を超えるときは、当該同一の月における助成金の額は、前項の規定にかかわらず、利用者負担月額から利用者負担上限月額を控除した額を同項の規定により算定した額に加算した額とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる者以外の者 37,200円

(2) 市町村民税世帯非課税者（利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者（当該利用者が18歳以上であるときは、配偶者に限る。）が日常生活用具を購入した月の属する年度（日常生活用具を購入した月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該利用者をいう。次号において同じ。）又は利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者が日常生活用具を購入した月において要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて前号に定める額を利用者負担上限月額としたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となる者であつて、この号に定める額を利用者負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものに該当する場合における当該利用者（次号及び第4号に掲げる者を除く。） 12,300円

(3) 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、日常生活用具を購入した月の属する年の前年（日常生活用具を購入した月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）、当該日常生活用具を購入した月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）及び当該日常生活用具を購入した月の属する年の前年に支給された国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金その他の次に掲げる給付を合計した金額の合計額が80万円以下である者又は利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者が日常生活用具を購入した月において要保護者である者であつて前号に定める額を利用者負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、この号に定める額を利用

者負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものに該当する場合における当該利用者（次号に掲げる者を除く。） 7,500円

ア 国民年金法に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下この号において「法律第34号」という。）第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに法律第34号第3条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金

ウ 船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第34号第5条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金

エ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する改正前国共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧国共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの

オ 平成24年一元化法附則第32条第1項の規定による障害一時金

カ 平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

キ 平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧地共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの

ク 平成24年一元化法附則第56条第1項の規定による障害一時金

ケ 平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金

コ 平成24年一元化法附則第78条第3項に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの並びに平成24年一元化法附則第79条に規定する改正前私学共済法による年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの及び同項に規定する旧私学共済法による年金である給付のうち障害を給付事由とするもの

サ 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第4項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同

- 条第6項に規定する移行農林年金をいう。)のうち障害年金並びに特例年金給付(同法附則第25条第4項各号に掲げる特例年金給付をいう。)のうち障害を支給事由とするもの
- シ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)に基づく特別障害給付金
- ス 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく障害補償給付及び障害給付
- セ 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号。他の法律において準用する場合を含む。)に基づく障害補償
- ソ 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの
- タ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第34号附則第97条第1項の規定による福祉手当

(4) 利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者が、日常生活用具を購入した月において、被保護者(生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。)又は要保護者である者であつて前号に定める額を利用者負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、この号に定める額を利用者負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものに該当する場合における当該利用者 0円

3 点字図書の購入に係る助成金の額は、点字図書の購入費から点字翻訳する前の図書の購入に要する費用に相当する額を差し引いた額とする。ただし、1月について5万円を限度とする。

(助成金の請求)

第9条 利用者は、日常生活用具の販売業者(以下「業者」という。)に対して日常生活用具の購入費の全額を支払ったときは、日常生活用具助成金交付請求書(様式第8号)に給付券及び業者から発行された領収書を添付して、市長に対し、助成金を請求するものとする。

2 業者は、規則第6条の規定により利用者に代わつて助成金の支払を受けようとするときは、利用者から給付券を受領し、日常生活用具給付事業助成金交付請求書に当該給付券及び利用者が発行した領収書の写しを添付して、市長に対し、助成金を請求するものとする。

(助成金の支払)

第10条 市長は、前条の規定による請求があつたときは、内容を審査の上、利用者又は業者に対し、助成金を支払うものとする。

2 前項の規定による助成金の支払は、当該助成金の請求があつた月の翌月末日までに行うものと

する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月21日告示第204号)

この告示は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成20年9月1日告示第124号)

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月30日告示第59号)

この告示は、平成22年4月30日から施行し、(中略)第4条の規定による改正後の五島市日常生活用具給付事業実施要綱第8条第2項の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年3月29日告示第40号)

この告示は、平成23年3月29日から施行し、第1条の規定による改正後の五島市訪問入浴サービス助成事業実施要綱第11条第2項の規定、第2条の規定による改正後の五島市移動支援事業実施要綱第12条第2項の規定、第3条の規定による五島市日中一時支援助成事業実施要綱第11条第2項の規定及び第4条の規定による五島市日常生活用具給付事業実施要綱第8条第2項の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年3月29日告示第43号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第45号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第33号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月19日告示第131号)

この告示は、平成27年11月19日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第28号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第3条、第6条、第8条関係)

種目	品目	障害者等区分	対象者	性能	耐用年数	基準額 (円)
介護・訓練支援用具	特殊寝台	身体障害者 難病患者等	下肢又は体幹の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）別表第5号に規定する2級以上に該当する者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
	特殊マット	身体障害者 身体障害児 知的障害者 難病患者等	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者又は療育手帳に定める障害の程度がA2以上に該当する者であって、原則として3歳以上のもの（常時介護を要する者に限る。）	褥（じょく）瘡（そう）の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗の防止の機能を有するもの	5年	19,600
	特殊尿器	身体障害者 身体障害児 難病患者等	下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に規定する1級に該当する者であって、原則として学校教育	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000

		法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童（以下「学齢児童」という。）以上のもの（常時介護を要する者に限る。）			
入浴担架	身体障害者 身体障害児	下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者であつて、原則として3歳以上のもの（入浴に当たって家族その他他人の介助を要する者に限る。）	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
体位変換器	身体障害者 身体障害児 難病患者等	下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者であつて、原則として学齢児童以上のもの（下着の交換等に当たって家族その他他人の介助を要する者に限る。）	介助者が障害者等の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
移動用リフ	身体障害者	下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者であつて、原則として学齢児童以上のもの（下着の交換等に当たって家族その他他人の介助を要する者に限る。）	介護者が障害者等の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	4年	159,000

	ト	身体障害児 難病患者等	能障害の程度が省 令別表第5号に規 定する2級以上に 該当する者であ つて、原則として3歳 以上のもの	者等を移動さ せるにあたっ て、容易に使用 し得るもの。た だし、天井走行 型その他住宅 改修を伴うも のを除く。		
	訓練椅子	身体障害児	下肢又は体幹の機 能障害の程度が省 令別表第5号に規 定する2級以上に 該当する者であ つて、原則として3歳 以上のもの	原則として付 属のテーブル を付ける。	5年	33,100
	訓練用ベッ ド	身体障害児 難病患者等	下肢又は体幹の機 能障害の程度が省 令別表第5号に規 定する2級以上に 該当する者であ つて、原則として学 齢 児童以上のもの	腕又は脚の訓 練ができる器 具を備えたも の	8年	159,200
自立生活支 援用具	入浴補助用 具	身体障害者 身体障害児 難病患者等	下肢又は体幹の機 能障害を有する者 であつて、入浴に 介助を必要とする 原則として3歳以 上のもの	入浴時の移動、 座位の保持、浴 槽への入水等 を補助でき、障 害者等又は介 助者が容易に 使用し得るも	8年	90,000

				の。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
便器	身体障害者 身体障害児 難病患者等	下肢又は体幹の機能障害の程度が令別表第5号に規定する2級以上に該当する者であつて、原則として児童以上のもの	機手すりをつけ	省ることができ。ただし、取替に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	9,850
頭部保護帽	身体障害者 身体障害児 知的障害者 精神障害者	平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能の障害を有する者であつて、脳性麻痺、失調症等により立位又は歩行が不安定でよく転倒するもの及び療育手帳に定める障害の程度がA2以上又は精神障害者保健福祉手帳に定める障害等級が1級に該当する者であつて、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	機得るもの	容易に使用し	3年	15,656
T字状・棒状	身体障害者	平衡機能又は下肢	容易に使用し	木材		2,266

	のつえ	身体障害児	若しくは体幹の機能の障害を有する者であって、歩行が不安定なもの	得るもの	3年	
					軽金属	3,090
	移動・移乗支援用具	身体障害者 身体障害児 難病患者等	平衡機能の障害を有し、下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者であって、原則として3歳以上のもの（家庭内の移動等において介助を必要とする者に限る。）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者等の身体機能の状態を十分に踏まえたものであること。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただ	8年	60,000

			し、設置に 当たり住 宅改修を 伴うもの を除く。		
特殊便器	身体障害者 身体障害児 知的障害者 難病患者等	上肢の障害の程度 が省令別表第5号 に規定する2級以 上に該当する者又 は療育手帳に定め る障害の程度がA 2以上に該当する 者であつて、学齢児 童以上のもの（訓練 を行つても自ら排 便後の処理が困難 な者に限る。）	足踏ペダルに て温水温風を 出し得るもの。 ただし、取替え に当たり住宅 改修を伴うも のを除く。	8年	151,200
火災警報機	身体障害者 身体障害児 知的障害者 精神障害者	省令別表第5号に 規定する障害の等 級が2級以上に該 当する者、療育手帳 に定める障害の程 度がA2以上に該 当する者又は精神 障害者保健福祉手 帳に定める障害等 級が1級に該当す る者（火災発生の感 知及び避難が著し	室内の火災を 煙又は熱によ り感知し、音又 は光を発し屋 外にも警報ブ ザーで知らせ 得るもの	8年	15,500

		く困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。)			
自動消火器	身体障害者 身体障害児 知的障害者 精神障害者 難病患者等	障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）、療育手帳に定める障害の程度がA2以上に該当する者又は精神障害者保健福祉手帳に定める障害等級が1級に該当する者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
電磁調理器	身体障害者 知的障害者	視覚障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）又は療育手帳に定	容易に使用し得るもの	6年	41,000

			める障害の程度が A 2 以上に該当す る者であって、原則 として18歳以上の もの		
歩行時間延長 信号機用 小型送信機	身体障害者 身体障害児		視覚障害の程度が 省令別表第 5 号に 規定する 2 級以上 に該当する者であ って、原則として学 齢児童以上のもの	容易に使用し 得るもの	10年 7,000
聴覚障害者 用屋内信号 装置	身体障害者		聴覚障害の程度が 省令別表第 5 号に 規定する 2 級に該 当する者（聴覚障害 者のみの世帯及び これに準ずる世帯 でこの装置の使用 が日常生活上必要 と認められる世帯 に属する者に限 る。）	音、声音等を視 覚、触覚等によ り知覚できる もの	10年 88,900
在宅療養等 支援用具	透析液加温 器	身体障害者 身体障害児	じん臓機能障害の 程度が省令別表第 5 号に規定する 3 級以上に該当する 者であって、原則と して 3 歳以上のも の（自己連続携行式	透析液を加温 し、一定温度に 保つもの	5年 51,500

		腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者に限る。）			
ネブライザー（吸入器）	身体障害者 身体障害児 難病患者等	呼吸器機能障害の程度が省令別表第5号に規定する3級以上に該当する者又は同程度の障害者等であって、この器具の使用が必要と認められる原則として学齢児童以上のもの	容易に使用し得るもの	5年	36,000
電気式たん吸引器	身体障害者 身体障害児 難病患者等	呼吸器機能障害の程度が省令別表第5号に規定する4級以上に該当する者又は同程度の障害者等であって、この器具の使用が必要と認められる原則として学齢児童以上のもの	容易に使用し得るもの	5年	56,400
パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）	難病患者等	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易	5年	157,500

				に使用し得るもの		
	酸素ボンベ運搬車	身体障害者	医療保険における在宅酸素療法を行う者	容易に使用し得るもの	10年	17,000
	盲人用体温計（音声式）	身体障害者 身体障害児	視覚障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者であって、原則として学齢児童以上のもの（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	容易に操作でききるもの	5年	9,000
	盲人用体重計	身体障害者	視覚障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	容易に操作でききるもの	5年	18,000
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	身体障害者 身体障害児	音声機能若しくは言語機能の障害を有する者又は肢体不自由児若しくは肢体不自由者であって、原則として学齢児童以上のもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	5年	98,800

		(発声及び発語に著しい障害を有する者に限る。)			
情報・通信支援用具	身体障害者	上肢機能の障害又は視覚障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者	パーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフト等	5年	100,000
点字ディスプレイ	身体障害者	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当し、かつ、聴覚障害の程度が同表に定める2級に該当する者に限る。)であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500
点字器	身体障害者 身体障害児	視覚障害を有する者であって、必要のあるもの	容易に操作できるもの	標準型	10,400
				携帯用	7,200
点字タイプライター	身体障害者 身体障害児	視覚障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上	容易に操作できるもの	5年	63,100

		に該当する者（本人が就労し、若しくは就学し、又は就労が見込まれる者に限る。）			
視覚障害者 用ポータブル レコーダ ー	身体障害者 身体障害児	視覚障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者であって、原則として学齢児童以上のもの	音声等により操作ボタンを知覚することができ、又は認識することができ、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能なもの	6年	85,000
視覚障害者 用活字文書 読上装置	身体障害者 身体障害児	視覚障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者であって、原則として学齢児童以上のもの	文字情報と同紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	6年	115,000
視覚障害者 用拡大読書	身体障害者 身体障害児	視覚障害を有する者であって、原則と	画像入力装置を読み取りたいも	8年	198,000

器		して学齢児童以上のもの（この装置により文字等を読むことが可能になる者に限る。）	の（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの		
盲人用時計	身体障害者	視覚障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者	容易に操作できるもの	10年	13,300
聴覚障害者用通信装置	身体障害者 身体障害児	聴覚障害を有する者又は発生及び発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段としてこの装置の使用が必要と認められる者であって、原則として学齢児童以上のもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能であり、容易に使用できるもの	5年	71,000
聴覚障害者用情報受信装置	身体障害者 身体障害児	聴覚障害を有する者であって、この装置によりテレビ視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成	6年	88,900

				したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、容易に使用し得るもの		
	人工喉頭	身体障害者 身体障害児	喉頭を摘出した者（電動式の人工咽頭については、職業上又は教育上、真に必要な者に限る。）	容易に操作できるもの	笛式 4年	5,150
					電動式 5年	72,203
	点字図書	身体障害者 身体障害児	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者又は視覚障害児	点字により作成された図書	—	—
排泄管理支援用具	ストーマ装具	身体障害者 身体障害児	人工肛門又は人工膀胱により腹壁から排便又は排尿をするため、排便又は排尿の袋を装着する必要のある者	容易に使用し得るもの	蓄便袋 —	8,858
					蓄尿袋 —	11,639
	紙おむつ	身体障害者 身体障害児 知的障害者 精神障害者	排泄に係る口語での意思表示が困難で常時おむつを必要とする3歳以上の者又は寝たきり	容易に使用し得るもの	—	12,360

			で常時おむつを必要とする3歳以上の者（身体障害者及び身体障害児に限る。）			
	収尿器	身体障害者 身体障害児	高度の排尿機能障害を有する者	容易に使用し得るもの	男性 用 1年	7,931
					女性 用 1年	8,755

住宅改修費	居宅生活動作補助用具	身体障害者 身体障害児 難病患者等	下肢若しくは体幹の機能の障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって、障害の程度が省令別表第5号に規定する3級以上に該当する学齢児童以上のもの。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢の障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する	障害者等の移動等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000
-------	------------	-------------------------	---	---------------------------------------	---	---------

		者に限る。		
--	--	-------	--	--

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第5条関係）

様式第7号（第5条関係）

様式第8号（第9条関係）